

金融庁告示第 号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第 号）第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等は次に掲げる金融機関等とし、平成十六年八月一日から適用する。

平成十六年 月 日

金融庁長官 高木 祥吉

株式会社みずほ銀行

株式会社東京三菱銀行

株式会社みずほコーポレート銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社ユーエフジエイ銀行

株式会社りそな銀行

株式会社新生銀行

株式会社アイワイバンク銀行

株式会社ジャパンネット銀行

ソニー銀行株式会社

イーバンク銀行株式会社

株式会社新銀行東京

日本振興銀行株式会社

中央三井信託銀行株式会社

ユーエフジェイ信託銀行株式会社

三菱信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社

住友信託銀行株式会社

エス・ジー・信託銀行株式会社

クレディ・スイス信託銀行株式会社

シティトラスト信託銀行株式会社

ステート・ストリート信託銀行株式会社

ドイツエ信託銀行株式会社

バークレーズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社

モルガン信託銀行株式会社

ユー・ビー・エス信託銀行株式会社

あおぞら信託銀行株式会社

オリックス信託銀行株式会社

株式会社しんきん信託銀行

三井アセット信託銀行株式会社

資産管理サービス信託銀行株式会社

新生信託銀行株式会社

日興シティ信託銀行株式会社

日証金信託銀行株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

農中信託銀行株式会社

野村信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社

りそな信託銀行株式会社

株式会社整理回収機構

株式会社あおぞら銀行

株式会社第二日本承継銀行

信金中央金庫

全国信用協同組合連合会

労働金庫連合会

農林中央金庫

株式会社みずほフィナンシャルグループ

株式会社みずほホールディングス

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ

株式会社ユーエフジエイホールディングス

株式会社りそなホールディングス

三井トラスト・ホールディングス株式会社

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社